

モニター応募要領

1. 応募受付開始日時

平成18年4月27日（木） 午前10時より

2. 応募予定数

1,000名

3. 応募方法

財団法人 道路新産業開発機構ホームページ（下記、URL 参照）から応募できます。
所定の画面で氏名・住所、車種・車両番号などの必要事項を入力して送信してください。

URL <http://www.hido.or.jp/nirin/shutoken/index.html>

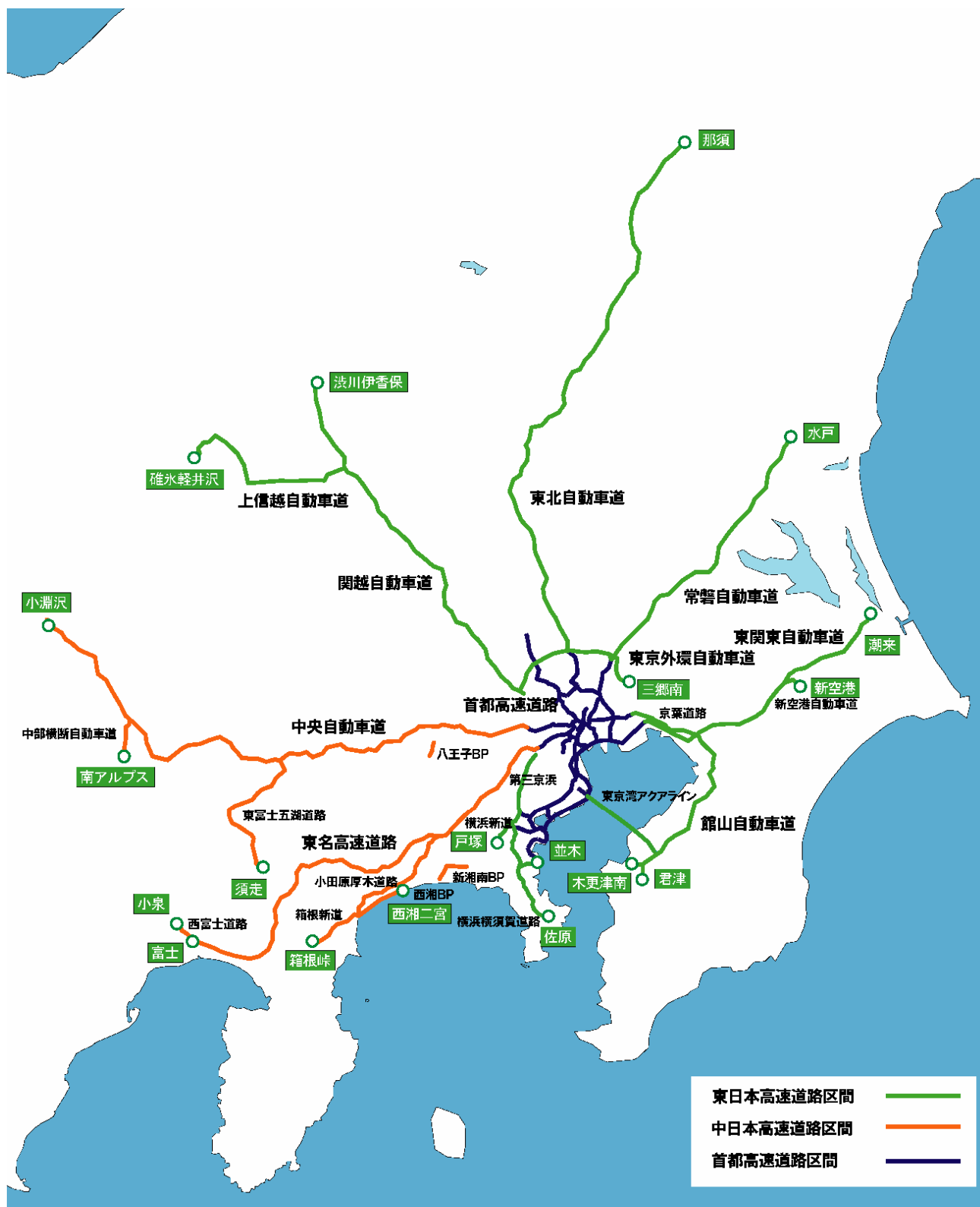
4. ETC車載器の取り付けについて

車載器の取り付けについては、取り付け店舗の受け入れ体制を考慮し段階的に実施しますので、場合によっては、応募受付後しばらくの間お待ち頂くことがあります。

5. 対象範囲

対象範囲は当面関東地区等の一部路線・区間とします。対象範囲外の走行は出来ません。

	現行範囲	範囲拡大後 (平成18年4月29日～)
NEXCO東日本区間	全線： - 第三京浜道路 - 横浜新道 一部区間： - 東京外環自動車道（一部料金所） - 京葉道路（一之江～花輪）	全線： - 第三京浜道路、横浜新道、東京外環自動車道、京葉道路、横浜横須賀道路、東関東自動車道、東京湾アクアライン、東京湾アクアライン連絡道、新空港自動車道 一部区間： - 常磐自動車道（三郷JCT～水戸） - 東北自動車道（川口JCT～那須） - 関越自動車道（練馬～渋川伊香保） - 上信越自動車道（藤岡JCT～碓氷軽井沢） - 館山自動車道（宮野木JCT～君津・木更津南）
NEXCO中日本区間	一部区間： - 東名高速道路（東京～厚木） - 中央自動車道（高井戸～八王子）	全線： - 八王子バイパス、新湘南バイパス、西湘バイパス、小田原厚木道路、箱根新道、東富士五湖道路、西富士道路 一部区間： - 東名高速道路（東京～富士） - 中央自動車道（高井戸～小淵沢、大月JCT～河口湖） - 中部横断自動車道（双葉JCT～南アルプス）
首都高速道路 株式会社区間	全線（一部料金所を除く）	変更なし

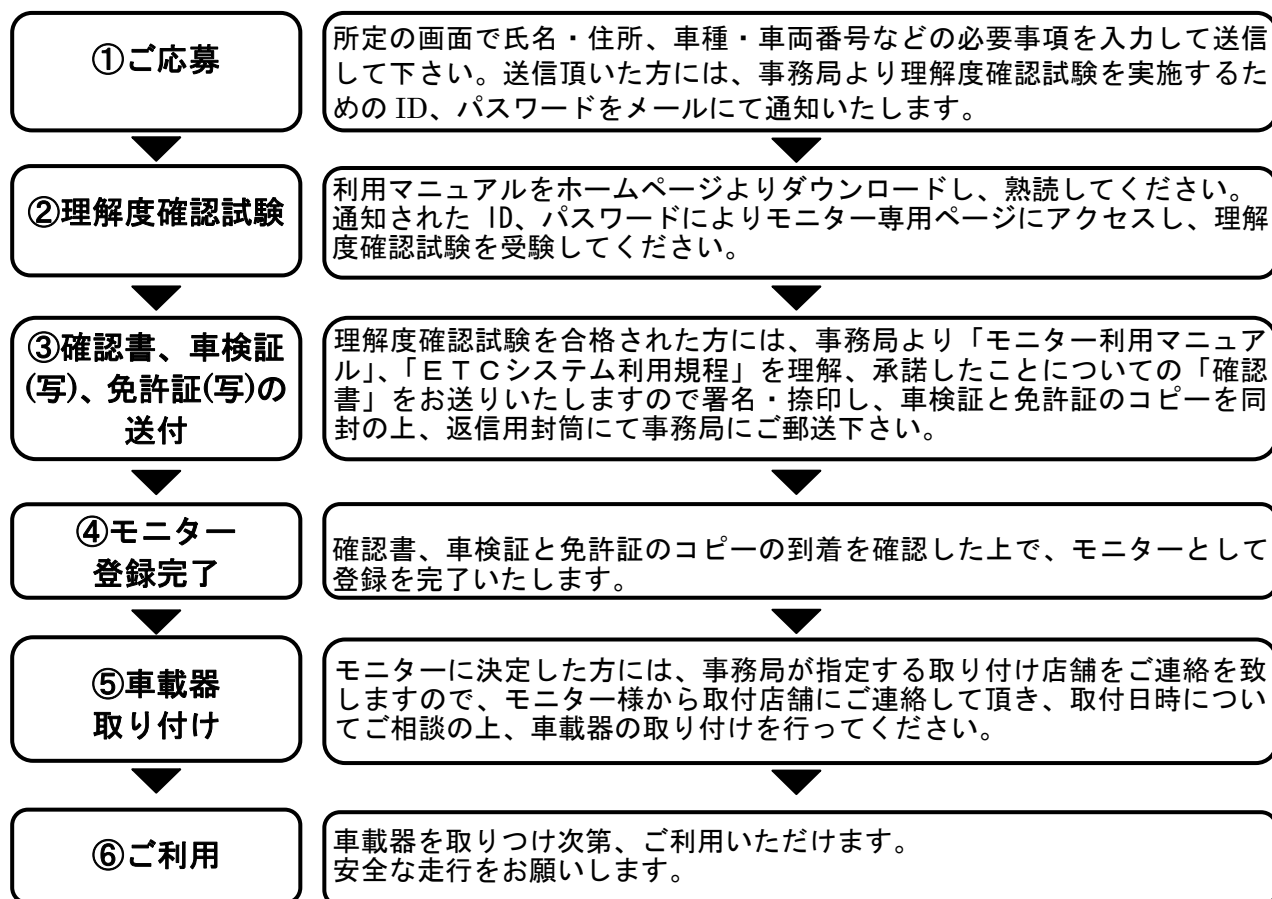


6. 応募条件

(応募条件を満たさない方については、モニターへの参加をご遠慮頂く場合があります。)

- ・モニター開始までに、ETCカードをご用意いただけること。
- ・週1回以上、通勤等で二輪車ETCを利用できること
(ご利用料金はモニターの方の負担となります)。
- ・対象範囲を厳守して走行していただけること。
- ・応募登録車両は排気量125ccを越える車両であること。
- ・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県、静岡県、山梨県に在住されていること
※既に、首都圏モニターに登録されている方は、追加応募することが出来ません。
※応募者1名につき車両1台のみの登録となります。2台目以降のご応募は無効とさせていただきます。
- ・車載器取り付けのため、事務局が指定する取付店舗に車両を持ち込んで頂けること。
※東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の取付店舗での取付をお願いします。
- ・取付店舗とのETC車載器の取り付け日時調整について、ご協力いただけること
※場合によっては、数日間、二輪車を店舗に預けていただくこともあります。
- ・連絡可能なEメールアドレスを保有されていること。
※携帯電話のメールアドレスでは申し込みいただけません。また、複数の方が同一アドレスで登録することも出来ません。
- ・ETC車載器の取り付けが可能な二輪車を保有されていること。
※ETC車載器の収容空間が確保できない車両については、外付け収納ボックスを利用した取付けが可能です。(ボックス及びボックス取付費用はモニター負担)
- ・車載器を取り外すことになった場合、車両に取り外し跡が残る場合があることをご理解いただけること
(※二輪車対応の車載器は事務局からの貸与品ですが、試行運用終了後に特に問題がなければ引き続きご利用いただくことを予定しています)
- ・インターネットホームページでのアンケートにご回答いただけること。
- ・上記の他、モニター利用マニュアル及びETCシステム利用規程等を遵守のうえ、ご利用していただけること。
- ・違法改造車はモニターとして認められませんので、車載器の取付は行いません。

7. ご応募からご利用までの流れ



8. 応募に関する問合せ先

財団法人 道路新産業開発機構 二輪モニター窓口

TEL : 03-5614-7699 FAX : 03-3666-2988

(受付時間：土日、祝祭日を除く 10:00～17:00)

メール : monitor@hido.or.jp